

結核定期健康診断の対象

(国、都道府県または市町村の設置するものを除く。)

実施者の種別	対象者の区分	対象者	定期
事業者（※1） (労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者)	学校 (専修および各種学校を含み、幼稚園を除く)	従事する者 (管理者・非正規雇用労働者も含む)	毎年度
	病院		
	診療所		
	助産所		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	社会福祉施設（※2）		
学校の長	大学、短期大学、大学院	学生または生徒	入学した年度
	高等学校、高等専門学校		
	専修学校および各種学校 (専修年限が1年未満のものを除く)		
施設の長	刑事施設に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降	毎年度
	社会福祉施設（※2）に入所している者	65歳に達する日の属する年度以降	毎年度

(※1) 労働安全衛生法（抄）

第二条

第3号 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

(※2) 社会福祉法（抄）

第二条2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

第1号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する**救護施設**、**更生施設**その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

第3号 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する**養護老人ホーム**、**特別養護老人ホーム**又は**軽費老人ホーム**を経営する事業

第4号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する**障害者支援施設**を経営する事業

第6号 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)に規定する**女性自立支援施設**を経営する事業